玉名市入札契約関連事務システム導入業務委託

仕様書

1. 総則
2. 当該仕様書の位置づけ

玉名市入札契約関連事務システム導入業務委託仕様書は、本市が、入札参加資格審査申請・契約管理等の事務を円滑に遂行するために使用する情報システムの整備に関する業務（以下「本業務」という。）において、その範囲と内容、提案する事業者に要求する水準及び果たすべき役割を規定するものである。

1. 目的

入札参加資格審査申請において、事業者には資料の作成や各種証明書のコピー、郵送などのコストが発生し、持参する場合は来庁する手間が生じている。また、事業者情報の変更等が生じた際に、入札や契約の時期によっては事業者に短期間で変更申請の手続きを依頼することもあり、多くの負担をかけている。そのため、入札参加資格審査申請システム及び契約管理システムを一体的に構築・運用することで、事業者の事務負担の軽減を図る。

1. 基本方針
2. 法制度改正等に速やかに対応できるシステムを選定し、入札参加資格審査申請を行う申請者や職員の負担軽減を目指す。
3. 連携性の高いシステムとして事務効率化を実現するシステムを選定する。
4. 標準化された技術等を活用することにより、経費の節減を図る。
5. 高い実績と長期間のサポートを表明しているソフトウェアを活用し、システムのライフサイクルコストの削減を目指す。
6. 調達範囲

本調達対象は以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| システム | 機能 |
| 入札参加資格審査申請システム | ・システム構築、導入及び運用・操作研修 |
| 契約管理システム | ・システム構築、導入及び運用・操作研修・業者データ移行（直近の最新情報）　※１・案件データ移行【建設・コンサルのみ】（直近1年分）　※２ |

※１・・・直近の入札参加資格審査申請受付件数は以下のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 調達区分 | 有資格者数 |
| 工事 | 約800社程度 |
| コンサル | 約400社程度 |
| 物品・役務 | 約600社程度 |

※２・・・直近1年間の入札件数は以下のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 調達区分 | 入札件数 |
| 工事 | 約130件程度 |
| コンサル | 約80件程度 |

1. 履行期間等
2. 履行期間　　契約締結日から令和10年3月31日
3. 構築想定スケジュール
4. 選定、契約 令和7年5月16日　～　令和7年6月中旬
5. 構築、移行 令和7年6月下旬　 ～　令和8年1月30日

　　　　　　　　　　※ただし、契約管理システムについては、実装から本稼働までに1か月以上の

　　　　　　　　　　　仮運用期間を設けること。

|  |  |
| --- | --- |
| システム | 構築、移行時期【想定】 |
| 入札参加資格審査申請システム | 契約締結日から令和8年1月30日（動作確認テスト及び操作説明含む。） |
| 契約管理システム | 契約締結日から令和8年1月30日（動作確認テスト、仮運用期間及び操作説明含む。） |

1. 稼働

|  |  |
| --- | --- |
| システム | 稼働開始時期【想定】 |
| 入札参加資格審査申請システム | 令和8年2月2日 |
| 契約管理システム | 令和8年2月2日 |

1. 業務体制
2. 本業務の責任者として、全体を十分に管理できる者を担当者とすること。
3. 本業務を完了させることが可能な能力と人員をチームとして編成すること。
4. 通常及び緊急時において迅速な連絡を可能とすること。
5. 問題等発生時の対応体制を明確にすること。
6. 各リーダー及びメンバーの責任・権限を明確にすること。
7. 本業務に必要となる用具類・媒体・事務用品等の調達、通信費、交通費等については、受託者の負担とする。
8. その他、本仕様書に記載のない事項については、契約検査課と協議を行うこと。
9. システム要件
10. システム全体
11. 契約管理システムの構築にあたり本市が提示する機能要件（別紙１）について、標準機能として対応すること。
12. 自治体間で業務に差異が想定される内容についても、パラメータによる制御等により、カスタマイズを行わずに運用することができること。
13. 本業務で構築するシステムは、次の『２　システム連携要件　（１）』に記載している各業務システムとの連携ができること。
14. 出力帳票は、A4版出力を基本とし、出力前にプレビュー表示ができること。また、帳票を出力する前に文言等を修正でき、稼働後の軽微な帳票修正に対して、費用を発生させない仕組みを有すること。
15. 容易な操作により事務が執行でき、各業務においてデータベース上に蓄積された情報については、特別な知識がなくとも、情報の検索や表計算ソフト等に加工ができる状態で抽出できる仕組みを有すること。
16. 今後のシステム利用職員及び端末台数の増加等についても、対応すること。
17. システム連携要件
18. 各業務システム連携

新システムで使用するデータは一元管理ができ、かつ統一したコード体系を有し、各業務間のデータ連携が可能なこと。以下に必要と想定される連携項目を記すが、以下に記す連携項目以外にも本市にとって有益と思われる連携項目があれば本業務の中で提供すること。

【連携項目】

1. 「くまもと県市町村電子入札システム」への連携
2. 入札参加資格申請システムにて取得した業者データの契約管理システムへのデータ連携
3. 業務機能
4. 機能要件

詳細については別紙1のとおり。

1. 非機能要件
2. 共通機能

認証機能や権限付与機能を有すること。

1. ユーザーインターフェース

システムの操作、利便性に配慮し、操作や機能等（操作性、画面構成、オンラインヘルプ等）については、容易に理解できる構成とすること。

1. ユーザー支援機能

業務の円滑な遂行及びユーザーの利便性向上のために、ユーザー支援機能を充足させること。原則として、データについては全てＣＳＶ形式もしくはそれに準ずるファイル形式で抽出できること。

1. 帳票

詳細については別紙2のとおり。（計77帳票）

1. インターフェース要件

大量入力が想定される処理では、CSVファイル等によるデータインポートとエクスポートが可能であることが望ましい。

1. プラットフォーム要件
2. 基本条件
3. 入札参加資格審査申請システム

入札参加資格審査申請システムについては、Webブラウザにより動作可能であり、クラウド方式を採用するものとする。（インターネット回線）

1. 契約管理システム

契約管理システムについては、オンプレミス方式で運用するものとする。

サーバ機としてラック型サーバ１台、UPS及びバックアップ用NASを本業務にて受託者が設置する予定としているが、別途提案がある場合はこの限りではない。

なお、下記（２）に示す要件を具備するサーバ機器一式であることを条件とする。

設置場所については、サーバの規模に応じ、情報政策課内もしくは契約検査課内に配置することとし、庁内ネットワークを介して利用できること。

1. サーバ要件
* ハードウェアは、重要システムに影響がない構成にて提供すること。
* 日時処理、バックアップ等の処理において、操作クライアントのレスポンスに影響が出ない構成であること。
* サーバ、システム共に５年間の使用を想定しているため、それに耐えうるシステム構成及び機器とすること。万が一機器等の故障が発生した場合は、バックアップデータをもとに速やかにシステム利用が再開できるよう対応すること。
* 運用期間中のデータ量、処理量の増加を考慮した機器構成とし、利用者が快適なレスポンスで利用することを前提に必要となる機器を提供すること。
* 保守メンテナンスの際は、サーバの残容量の監視を定期的に行うこと。
* 設置するハードウェア等は既存のサーバラックに搭載すること。
* サーバ等の電源について冗長化を行うこと。また、停電等による電源供給の停止に備え、当該機器が適正に停止するまでの間に十分な電力を供給する予備電源を備え付けること。
1. クライアント要件

本市で保有するクライアント端末の利用を前提とし、複数メーカーの複数機種に対応すること。また、契約検査課のみならず、複数課での利用を想定しているため、以下接続台数を考慮したシステム構成とすること。

なお、使用するパソコンは、職員が通常業務で使用しているものであり、本業務専用のパソコンを用意することはない。

1. クライアント数

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となるクライアント | クライアント数 |
| 業務ネットワーク配下のクライアント | 80台 |

1. 本市クライアント端末のスペック

既存クライアント端末のスペックは以下のとおり。

|  |
| --- |
| クライアント端末 |
| OS | Windows 11（64bit） |
| CPU | Intel® Core™ i5相当 |
| メモリ | 4GB相当 |

1. 本市クライアント端末のスペック

既存クライアントのOS はWindows 11(64bit)であるが、新しく発売されるクライアントOS にも適宜対応し、長期に渡って新システムの利用を保証すること。

また、複数課での利用が想定されるため、OSに標準でインストールされたブラウザ等で利用可能であること。別途インストールが必要な場合は、応募時説明を行うこと。端末設定に係る作業費用は、提案価格に含めること。

1. ウィルス対策及びパッチ適応への対応

各クライアントには、セキュリティ対策としてOSやブラウザなどへのパッチ適用が行われることを前提とすること。

1. ネットワーク要件
2. ネットワーク機器については、本市の設備を利用することを前提とする。
3. LANケーブルは、既設の物を使用しても良いが、新たに敷設が必要な場合は、その作業も実施すること。
4. ライセンス要件

利用する職員数及びクライアント数は以下の数量を想定しているため、パッケージシステムやアプリケーション等のソフトウェアについては、必要となるライセンス数を準備すること。

* 使用予定職員数　80名程度（端末台数80台）

※ただし、この数字にてアクセスするものではないので、あくまで参考数字である。

1. 環境要件
2. システムの安定稼働のために、必要に応じて基本的な操作研修を行う検証環境を用意すること。
3. 緊急対応や技術支援が必要な際に、迅速に対応可能な場所に保守拠点が存在すること。
4. セキュリティ要件

新システムの構築にあたっては、本市のセキュリティポリシーを遵守すること。セキュリティに関する事項については、業務を進める中で確認を行うこととする。

1. 災害対策要件

障害及び災害等によりシステム異常の発生に備え、システムバックアップを毎日実施すること。何世代を残すか等バックアップの詳細は、本市と協議の上、決定することとする。

1. 障害対策要件
2. アクセス管理

新システムでは、ログイン画面にてユーザーID、パスワードを入力し、認証を行う。

なお、システム等へアクセスする際のアカウント管理、パスワード管理は以下のルールに基づき設定を行うこと。

1. アカウント管理

保守業務の従事者のユーザーIDは、本市の指定するものを使用する。IDの設定にあたっては、「root」や「administrator」など初期値で設定されているものは極力使用しないこととする。

また、職員の異動及び従事者の変更等によるＩＤの改廃も適切に行うこと。

1. パスワード管理

ユーザーIDは、システムを利用する全ての職員に対し、職員単位に設定することとする。

また、セキュリティレベルを維持するため、パスワード設定にあたり、パスワードの長さや使用する文字、有効期限などの制限を設けることとする。

1. セキュリティ対策
2. WindowsServerに対応したコンピュータウィルス対策ソフトウェアについては、本市から提供する。受託者指定のソフトウェアがある場合は、本市と協議の上、決定することとする。
3. OSの脆弱性対策及び不正プログラム対策を行うこと。

1. 監査対応

本市がセキュリティ監査等を行う必要が生じた際、設計開発作業場所、運用保守作業場所、ネットワーク拠点等に立ち入ることを承諾するとともに、追加費用なく監査等の作業に協力すること。

1. 研修要件
2. 基本的な考え方

システムの安定稼働、業務効率の改善のためには、業務に携わる職員一人ひとりに業務の運用に関する正しい理解と、操作に必要な知識やノウハウを習得させることが重要であることから、稼働前及び適切な時期に操作研修を実施すること。

1. 研修環境

研修環境に関しては、以下の作業を委託範囲とする。

1. 研修に必要なテキスト等の資料（操作マニュアル）を作成し、電子媒体で提供すること。また、本市が必要な範囲で複製、改変を実施すること。
2. 本システムの稼働前に、習熟を必要する全職員を対象に研修を実施すること。
3. 研修の実施場所、研修に必要な機材、ネットワーク環境等は、本市が準備する。
4. 入札参加資格審査申請時の申請者への配慮

入札参加資格審査申請を行う申請者に対して、申請時に閲覧できるような各種マニュアル（操作マニュアル・Q＆A等）の充実を図ること。また、本市が申請者向けの操作説明会等を開催する際には、その支援を行うこと。

1. 研修要件関する提案依頼事項

以上の要件を踏まえ、研修環境の構成、実施する研修内容、研修実施計画等については、受託者より有益な提案を求める。

1. 運用保守要件
2. 保守範囲

保守対象は以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 入札参加資格審査申請システム | システム運用・保守問い合わせ対応 |
| 契約管理システム | システム運用・保守問い合わせ対応 |
| 契約管理システム用サーバ機器一式 | 障害時対応 |

1. 保守業務の内容
2. 運用・保守概要
3. システム稼働時間は原則として24時間365日とする。システムメンテナンス等でサービスを停止する必要が発生した場合は、事前に本市の承認を得ること。
4. ヘルプデスクを設置すること。
5. 問い合わせ方法は、電話およびメールとする。
6. 内容の切り分け、記録の管理、エスカレーション、結果報告を行うこと。
7. ヘルプデスクの対応時間は、緊急時を除き平日8時30分から17時15分までとする。
8. 運用業務を統括する窓口責任者と業務を遂行する担当者を設けて本市の業務運用を円滑に進める支援体制を整えること。
9. システムが正常に稼動していることを月１回以上確認し、障害発生や処理速度の異常低下等の事態を把握すること。業務に支障を来すようなシステム停止等の障害発生が起きないように、事前に予防措置を行うこと。
10. サーバ機器等の保守

システム安定稼働支援として、サーバ及び周辺機器のメンテナンスを実施すること。

また上記機器のレスポンスダウンや不具合等が発生した場合は、速やかに改善に努めること。

1. 障害対応・障害管理
2. 緊急時の連絡を円滑に行うための連絡体制を明確にすること。障害時連絡体制の対応時間帯は、原則として前記のヘルプデスク対応時間帯とする。
3. 障害等の原因の切り分けが困難な場合は受託者が納入したか否かに関わらず、その原因の切り分けに協力すること。
4. 障害を検知した場合は、迅速に復旧作業を実施すると同時に、関連情報を収集し、内容を分析し報告すること。
5. 障害の原因、復旧作業、再発の防止策などを本市に報告すること。報告には以下の報告内容を含めることとし、その他必要と考えられる項目についても報告すること。
6. 発生状況（発生日時、回復時間、停止時間、影響範囲、障害概要）
7. 障害対応状況（障害原因、障害機器、障害ソフトウェア、対処内容、現在の状況）
8. 再発防止策
9. 法改正(規則等変更)業務

法改正(規則等変更)については追加費用なく、法施行日(または適用日)時点で対応すること。制度新設等の大規模改正や補助金対象の改正については別途本市と協議とする。

なお、契約管理における制度改正については、本市が催促しなくとも、制度改正の概要とシステムの対応方針が事前に通知され、本市の担当職員が余裕を持って処理するよう運用サポートを行うこと。

1. システム監視
2. システム監視ツール等を活用して、稼働監視を実施し、システムの可用性を確保すること。
3. 異常発生時には、障害の局所化、システム停止の回避や停止時間の最短化に努めること。
4. 具体的な監視項目は以下の通りとする。
5. ネットワーク稼働監視
6. サーバの稼働監視
7. プロセス稼働監視（OS系、アプリケーション系）
8. ログ監視
9. サーバの負荷監視（CPU、メモリ、ディスク容量）
10. 不正侵入検知（ワームやDos攻撃等の不正なパケットの検出）
11. サーバ上のファイル改ざん
12. サーバ及び運用管理端末のコンピュータウイルス対策や、本システムに対する不正アクセス等のチェックを常に実施するなど、万全なセキュリティ管理を行うこと。
13. ウイルスや不正アクセスを検知した場合には、直ちに適切な対応を実施すること。
14. 不正侵入、障害を検知した場合はすみやかに本市へ報告し、対策を講じること。
15. 障害時の早期回復のため、1日1回以上バックアップを行うこと。
16. バックアップデータは日次を複数世代管理すること。
17. セキュリティに関する理由などにより、それがシステムに与える影響が大きいと判断した場合には、システムの緊急停止を行い、すみやかに本市に報告すること。
18. 計画停止の際は、やむを得ない場合を除き以下の予定で本市へ連絡すること。

計画停止の対象が、申請者側の場合は3週間前、管理者側（職員側）の場合は1週間前とする。

1. バージョンアップ対応

システムに対して性能や品質強化、新たな機能の追加及び新たなOSやブラウザへの対応等、契約の範囲内において対応すること。

1. 災害時・緊急時の対応
2. 休日・夜間であっても迅速に対応すること。
3. 大規模災害時に庁内外での更新が不可能な場合の支援として、サイト管理者からの電話やメールでの作業依頼（緊急時トップページへの切り替えや、必要なページの作成・更新作業等）に対応すること。
4. 操作研修

必要に応じて操作説明等を本市に行うこと。

1. 満足度調査の実施

　　　　　入札参加資格審査申請システムにおいて、システム上で申請者に対し、システムの利用満足度調査を実施できること。調査結果については、本市でデータを抽出できることが望ましいが、できない場合は受託者が本市へデータを提供すること。

1. その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、両者協議の上、決定するものとする。